

建築基準法第43条第2項第1号による認定申請要領

1 連絡先

〒520-8575 大津市御陵町3-1 大津市建築指導課 指導係

Tel 077-528-2774 Fax 077-523-1505

2 注意事項

- ・ 法第43条第2項第1号で規定される道は、本認定申請において「通路」と称し、建築基準法第42条で規定される道路と区別する。
- ・ 事前協議及び本申請の申請部数は正副2部とし、A4サイズの紙ファイルに綴じること。
- ・ 提出する書類はすべてAサイズとして、特に注記がないものはA4サイズとすること。

3 手続きの流れ

(1) 事前相談

- ・ 事前相談書並びに「4 認定申請書添付図書」に記載の(2)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の書類を1部提出すること。

(2) 事前協議

- ・ 事前相談の結果により、事前協議申請書正副2部を提出し、事前協議を行うこと。
- ・ 申請書は、施行規則別記様式第四十八号様式（第十条の四の二関係）を使用し、右上に事前協議と記載された様式を用いること。
- ・ 事前協議申請書には「4 認定申請書添付図書」に記載の書類を添付すること（証明書等は写しで可）。
- ・ 事前協議書提出後に関係課と協議を行い、協議結果を報告すること。協議先は別途指示する。
- ・ すべての協議の終了を確認したときは事前協議終了通知書を交付する。
- ・ 認定に係る通路を再整備する場合は、事前協議終了通知書交付後に着工し、工事が完了したときは、建築指導課の確認を受けること。

(3) 本申請

- ・ 事前協議終了後（通路の再整備を伴う場合は完了確認後）、本申請書を正副2部提出すること。
- ・ 手数料 32,000 円を納付すること。

4 認定申請書添付図書

(1) 申請用紙

- ・ 建築基準法施行規則別記様式第四十八号様式（第十条の四の二関係）を使用すること。（事前協議の場合は、右上に「事前協議」と記載された事前協議用の様式を使用すること。）

(2) 委任状

- ・ 申請地の地名地番及び委任事項を記入すること。
- ・ 委任者の連絡先（電話番号等）の記載があれば委任者の押印は省略できる。

(3) 理由書

- ・ 申請地の地名地番、申請者及び設計者の住所、氏名を記入すること。
- ・ 認定が必要な理由を記入すること。
- ・ 通路及び申請地の状況を説明し、計画建築物について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと及びその理由をそれぞれ具体的に記入すること。

(4) 省令第10条の4の2第2項の規定による道（通路）の権利者又は管理者の承諾書

- ・ 申請者等が将来にわたって通路を通行することに関して、通路の所有者、権利者、管理者等から承諾を得ること。
- ・ 政令第144条の4第1項に規定する基準に適合するように管理する者から承諾を得ること。
- ・ 承諾者の住所及び氏名を記入し、署名又は押印をすること。
- ・ 通路の地名地番を記入すること。
- ・ 申請地の地名地番並びに申請者の住所及び氏名を記入すること。

※ 省令第10条の3第1項第1号に該当する国、県、市等が管理する通路についての承諾書は不要である。

(5) 公図

- ・ 敷地部分を緑、通路をすべてピンクで着色すること。
- ・ 里道を赤色、水路を青色で着色すること。
- ・ 事前協議提出日又は本申請提出日の3ヶ月以内のものとする。
- ・ サイズはA3とすること。

(6) 地積測量図

- ・ 原本の縮尺を変更しないこと。
- ・ 敷地部分を緑、通路部分をピンクで着色すること。
- ・ 申請敷地及び通路部分に該当する地積測量図を全て添付すること。
- ・ サイズはA3とすること。

(7) 登記事項証明書（土地、建物）

- ・ 事前協議提出日又は本申請提出日の3ヶ月以内のものとする。
- ・ 申請敷地及び通路部分に該当する登記事項証明書を全て添付すること。

- ・ 地番の若い順に綴じること。
- (8) 権利者一覧表
- ・ 若い地番から順番に地名、地番、地目、地積、所有者及びその土地に関して権利を有する者の住所と氏名を記入すること。
 - ・ 申請敷地、通路及び建物等の区分を記入すること。
 - ・ 甲区乙区に分けて記入すること。
- (9) 位置図
- ・ 縮尺は 1/2500 程度とすること。
 - ・ 方位、道路、目標となる地物及び申請地を記入すること。
 - ・ 雨水等の排水経路を水色（矢印）で明記すること。
- (10) 写真台帳
- ・ 現地の状況がわかるよう方向を変えて、申請敷地と通路部分の両方を撮り区域を赤色で記入すること。
 - ・ 写真に番号等記号を付け、(11) の写真位置配置図と整合させること。
- (11) 写真位置配置図
- ・ (10) の写真の番号等記号を位置図等に記入すること。
 - ・ 写真の撮影方向を記入すること。
- (12) 現況図
- ・ 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の現況の擁壁、土地の高低を記入すること。
 - ・ 既存建築物の位置を記入すること。
 - ・ 敷地の境界線を赤色で明示すること。
 - ・ 官民境界線が確定されている場合は、官民境界確定協議日及びその番号を記入すること。
 - ・ 通路に接する境界線は「敷地境界線」と記入すること。
 - ・ 敷地に接する通路の位置及び幅員、敷地と接する長さを記入すること。
 - ・ 通路部分を着色等で明示すること。
 - ・ サイズはA 3 とすること。
- (13) 周辺道路配置状況図（現況図、配置図又は(20)による通路の平面図と兼ねても良い。）
- ・ 通路が通じる建築基準法上の道路の位置、幅員、種別等を記入すること。
 - ・ 敷地から建築基準法上の道路に至るまでの通路の状況（幅員、延長及び高低等）を記入すること。
 - ・ 通路の地番を記入すること。
- (14) 配置図（現況図と兼ねても良い。）
- ・ 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の擁壁、土地の高低を記入すること。
 - ・ 建築物の位置及び各部分の高さを記入すること。

- ・ 敷地の境界線を赤色で明示すること。
 - ・ 敷地に接する通路の位置及び幅員、敷地と接する長さを記入すること。
 - ・ 通路部分を着色等で明示すること。
 - ・ 通路に接する境界線は「敷地境界線」と記入すること。
 - ・ 申請に係る建築物と他の建築物を区別できるように明示すること。
 - ・ 建築基準法上の規定（道路・隣地・北側斜線、延焼ライン、採光等）を記入すること。
（容積率、道路斜線、接道規定、避難規定は通路を道路とみなして検討し、その他の規定は通路を隣地として検討すること。）
 - ・ 隣接敷地の建築物の配置及びその用途を記入すること。
 - ・ 新築（建替えを除く。）の場合は、外壁の後退距離 1 m 以上であることを明示すること。
 - ・ サイズは A 3 とすること。
- (15) 求積図
- ・ 敷地求積図、建築面積及び延べ面積求積図を記入すること。
 - ・ 建ぺい率、容積率の計算式を記入すること。
- (16) 平面図
- ・ 縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び開口部等を記入すること。
 - ・ 工場、倉庫等の場合は、作業場、機械設備等の位置を記入すること。
 - ・ 建築基準法上の規定（延焼ライン等）を記入すること。
 - ・ サイズは A 3 とすること。
- (17) 立面図
- ・ 2 面以上作成すること。
 - ・ 縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造を記入すること。
 - ・ 平均地盤面を記入すること。（必要に応じて平均地盤面算定図を作成すること。）
 - ・ 建築基準法上の規定（道路・隣地・北側斜線・採光等）を記入すること。
 - ・ 最高の高さを記入すること。
 - ・ サイズは A 3 とすること。
- (18) 断面図
- ・ 2 面以上作成すること。
 - ・ 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、最高の高さ、軒及びひさしの出寸法を記入すること。
 - ・ サイズは A 3 とすること。
- (19) 排水計画図（配置図と兼ねても良い。）
- ・ 汚水、雑排水、雨水の排水方法（経路）を記入すること。
 - ・ 縮尺、方位を記入すること。
 - ・ サイズは A 3 とすること。

- (20) 省令第10条の3第1項第2号に該当する通路の平面図
- ・ 通路の幅員、延長、隅切り又は転回広場の位置及び大きさを記入すること。
 - ・ 排水施設の位置、種類を記入すること。
 - ・ 通路の各部分の高さ、縦断勾配、舗装の内容を記入すること。
- (21) その他
- ・ 現地の状況等により、他の資料が必要な場合があるので担当者と協議すること。
 - ・ 本申請時には事前協議終了通知書の写しを添付すること。

5 関係課協議

(1) 関係課への配布資料

「4 認定申請書添付図書」に記載のうち、下記の資料を必要部数準備すること。

- (1) 申請用紙、(2) 委任状、(3) 理由書、(5) 公図、(8) 権利者一覧表、(9) 位置図、
(12) 現況図、(13) 周辺道路配置状況図、(14) 配置図、(16) 平面図、(17) 立面図、
(18) 断面図、(19) 排水計画図

(2) 関係課との協議結果報告書作成注意事項

- ① 様式イに必要事項を記入し、様式ウの指摘事項欄に交付した関係課（建築指導課以外）の指摘事項を記入すること。
- ② 様式ウの措置事項欄に指摘事項に対する回答を記入すること。作成した様式イ、ウを綴じて各課に2部提出すること。協議が完了したら1部が返却されるので受け取る。
- ③ 返却された様式イ、ウの写しをとり、原本と写しにそれぞれ協議結果報告書（様式ア）を表紙として綴じて、建築指導課に提出済みの事前協議申請書正本に協議書写しを、副本に協議書原本をそれぞれ綴じること。